

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	吹田市介護老人保健施設の利用料金の承認
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市介護老人保健施設条例第8条第2項 吹田市介護老人保健施設条例施行規則第13条
所管部室課名	福祉部高齢福祉室
審査基準	<p>▼吹田市介護老人保健施設条例第8条第2項</p> <p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1号に掲げる事業</p> <p>ア 法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>イ 法第49条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>ウ 法第48条第2項及び第49条第2項に規定する厚生労働省令で定める費用に相当する費用の額として規則で定める額</p> <p>(2) 第3条第2号に掲げる事業</p> <p>ア 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>イ 法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>ウ 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>エ 法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>オ 法第41条第4項第2号、第42条第3項、第53条第2項第2号及び第54条第3項に規定する厚生労働省令で定める費用に相当する費用の額として規則で定める額</p> <p>(3) 第3条第3号及び第4号に掲げる事業</p> <p>ア 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>イ 法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>ウ 法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額</p> <p>エ 法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した</p>

費用の額に相当する額

- オ 法第 41 条第 4 項第 1 号、第 42 条第 3 項、第 53 条第 2 項第 1 号及び第 54 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める費用に相当する費用の額として規則で定める額
- (4) 第 3 条第 5 号に掲げる事業
 - ア 法第 53 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に準ずる額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - イ 法第 53 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する厚生労働省令で定める費用に準ずる費用の額として規則で定める額
- (5) 特別療養室料
 - ア 1 人室 1 日 3,000 円 (市外入所者は 4,500 円)
 - イ 2 人室 1 日 1,500 円 (市外入所者は 2,200 円)
- (6) 文書料
 - ア 各種診断書 1 通につき 1,500 円
 - イ 要介護認定に係る主治医意見書 1 通につき 5,000 円
 - ウ その他の文書 1 通につき 750 円

▼吹田市介護老人保健施設条例施行規則第 13 条

(日常生活に要する費用の額)

第 13 条 条例第 8 条第 2 項第 1 号ウの規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1 日につき 1,445 円。ただし、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額に相当する額
- (2) 居住に要する費用 1 日につき 1,668 円。ただし、法第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者にあつては、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額に相当する額
- (3) 日常生活品費 1 日につき 150 円
- (4) 教養娯楽費 1 日につき 107 円
- (5) その他の費用 現に必要とする額

2 条例第 8 条第 2 項第 2 号オの規則で定める額及び同項第 4 号イの入所に係るものについての規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1 日につき 1,445 円。ただし、法第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者又は法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者にあつては、法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は法第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額に相当する額

	<p>(2) 居住に要する費用 1日につき 1,668 円。ただし、法第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者又は法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者にあつては、法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額又は法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額に相当する額</p> <p>(3) 日用品生活費 1日につき 150 円</p> <p>(4) 教養娯楽費 1日につき 107 円</p> <p>(5) その他の費用 現に必要なとする額</p> <p>3 条例第 8 条第 2 項第 3 号オの規則で定める額及び同項第 4 号イの通所に係るものについての規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用 通所 1 回につき 620 円</p> <p>(2) 日用品生活費及び教養娯楽費 通所 1 回につき 130 円</p> <p>(3) その他の費用 現に必要なとする額</p>		
標準処理期間等	申請から即日		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	福祉部高齢福祉室	即日
	審議機関	福祉部高齢福祉室	即日
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日	—		